

意見書

平成21年9月7日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 100-8116

住所 とうきょうとちよだくおおてまち
東京都千代田区大手町2丁目3番1号

氏名 にほんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
日本電信電話株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう みうら さとし
代表取締役社長 三浦 愷

電話番号

情報通信審議会議事規則第5条により、平成21年8月6日付け情審通第57号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

1. 指定設備制度導入から10年以上が経過し、我が国の通信市場は、NTTの地域通信網に依存せず自前の網で多種多彩なサービスが提供されており、相当規模のユーザを獲得した競争が進展している状況にあり、また通信サービスの中心は回線交換による音声サービスから IP 網を利用したデータ通信サービスや様々なアプリケーションサービスへと移行し、グローバルプレーヤも含め世界的規模で競い合いながらユーザニーズに対応したサービス展開が拡大・進展している。

このため、技術革新の成果をユーザが等しく享受できるよう、基本的に、ブロードバンド・IPに係る指定設備制度上の経済的規制は行わないこととし、グローバルなプレイヤーも含めた多様なサービスプロバイダによるサービス提供に対する消費者保護の観点からの社会的規制に絞ることが適切である。

また、我が国経済全体の成長や国際競争力の向上にICT分野の貢献が期待されているが、ブロードバンド・IP分野に固定電話と同じ経済的規制を持ち込めば、事業者の創意工夫による自由な事業活動を阻害する可能性があり、新たな成長の芽を摘まれていることから、規制する必要はないと考えている。

具体的には、次のとおり。

➤ **ドミナント規制(NTTグループに係る累次の公正競争要件)の見直し**

(第5章 固定通信と移動通信の融合時代における接続ルールの在り方

2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方 について)

ドコモ分社時やNTT再編成時に設定されたNTTグループに係る累次の公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために実施されたものだが、現在では、事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供しているほか、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行い、ユーザ基盤を大きく拡大している。

NTTグループは本指定設備制度等により経営の自由度に大きな制約を受けており、ユーザの利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できておらず、市場環境の構造的な変化や今の競争状況からみて、ふさわしくないこれらのドミナント規制は、撤廃に向けた方向で見直しを行う必要がある。

➤ **屋内配線(戸建て)の指定設備化**

(第3章 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

1. FTTHサービス (1)FTTHサービスの屋内配線 について)

FTTHサービス等で利用されているお客さま宅内の屋内配線は、NTT の設置した光ケーブルに限らず、メタルケーブル、同軸ケーブル等、多様な形態があり、また、屋内配線は誰もが自由に設置できる設備であり、事実、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々な主体により設置されるものである。従って、光屋内配線は不可欠性のある設備でないことから、転用ルールだけのためにNTTの屋内配線だけを指定設備とすることは適当でない。

2. また、今回の答申では、携帯電話の接続料(音声通話)の透明性を高める方向で検討が行われたが、公共財であり希少な資源でもある周波数の割当を受けているという観点から、全ての事業者にとって同等のレベルで透明性や適正性を確保するための措置を講じる必要があると考える。

具体的には次のとおり。

➤ **移動通信の接続料の在り方**

(第2章 モバイル市場の公正競争環境の整備

1. 第二種指定電気通信設備制度の検証 (3) 接続料算定の考え方 (について)

二種指定設備制度は公共財である電波の有限性を前提に、接続の円滑化や接続料の低廉化を図る制度であり、本来的には、周波数の割当を受けた全事業者を対象者とする共通のルールとすべきだが、今回の答申は、携帯接続料の引下げを早期に実現する観点から、現行の規制対象外の事業者も第二種指定設備事業者と同様の取組みを行うという方向性の下で、現行の規制枠組みは見直さずにガイドライン策定による規制の実効化を図るという結論が導かれたものと理解している。事業者間の格差が拡大するなど、答申の前提が崩れた場合には、二種指定設備規制についての議論を再開することが必要になると考える。また、固定／移動通信のグループ内ユーザ間通話の無料化についても、取引条件の公平性の観点から問題がないかどうか、総務省において注視・検証した上で必要な対応を行っていただきたい。

以上